

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

軽減対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が年税額から減額されます。



※対象者の産前産後期間の所得割額と均等割額が年額から免除されます。

世帯あたりにかかる平等割額は軽減対象ではないため、保険税額が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が対象になります。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は払い戻されます。

届出方法

- ① オンライン
- ② 郵送
- ③ 窓口



◀ オンライン届出は
こちらからできます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 世帯主及び出産（予定）者のマイナンバーがわかるもの
- ③ 出産予定日（出産日）を確認できるもの（母子健康手帳等）

※多胎妊娠（双子や三つ子）の場合は、その旨を明らかにすることができる書類が必要です。

※郵送で提出される場合は、②③のコピーを添付してください。

届出先

水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市役所 税務課市民税係 （本庁2階4番窓口）
電話 0966-61-1610